

岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則 整備基準適合表

別表第二

一 建築物に関する整備基準

建築物の名称	用途		
工事種別	階数	地上	階
階別	階の用途	公共的施設の用途に供する部分の床面積	
		新築等の部分	既存部分
階		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
階		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
階		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
階		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
階		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
全ての階	公共的施設の用途に供する部分以外の床面積	m <sup>2</sup>	

◆ 記入方法 ◆

- 1 公共的施設である建築物が複数棟ある場合は、棟ごとに作成してください。
  - 2 内容欄は、公共的施設の整備内容について記入してください。
  - 3 適合状況欄は、次により記入してください。
    - …整備基準に適合しているとき。
    - ×…整備基準に適合していないとき。
    - ／…整備基準の適用がないとき。
- ※ 摘要欄には記入しないで下さい。

1 出入口等

整備基準	適合状況	摘要
<b>直接地上へ通ずる出入口</b>		
▪ 幅は90cm以上（1以上）	（幅 cm）	
▪ 自動開閉式又は車いす使用者が通過しやすい戸		
▪ 車いす使用者が通過する際、支障となる段の禁止		
<b>駐車場へ通ずる出入口</b>		
▪ 幅は90cm以上（1以上）	（幅 cm）	
▪ 自動開閉式又は車いす使用者が通過しやすい戸		
▪ 車いす使用者が通過する際、支障となる段の禁止		
<b>不特定かつ多数の者が利用する各室の出入口</b>		
▪ 幅は80cm以上（1以上）	（幅 cm）	
▪ 自動開閉式又は車いす使用者が通過しやすい戸		
▪ 車いす使用者が通過する際、支障となる段の禁止		
<b>入場料金等の徴収や店舗のレジ等の通路（1以上）</b>		
▪ 幅は80cm以上	（幅 cm）	
▪ 自動開閉式又は車いす使用者が通過しやすい戸		
▪ 車いす使用者が通過する際、支障となる段の禁止		

## 2 廊下等

整備基準	適合状況	摘要
・ 粗面又は滑りにくい仕上げの表面		
<b>段を設ける場合</b>		
・ 手すりの設置（教育施設、共同住宅等は免除）		
・ 主たる階段の回り段の禁止		
・ 粗面又は滑りにくい仕上げの表面		
・ 周囲の色の明度・色相・彩度の差が大きく、識別しやすい踏面（教育施設、共同住宅等は免除）		
・ 突き出し等がなく、つまづきにくい段（教育施設、共同住宅等は免除）		
・ 段の上端に近接する部分に点字ブロック等の敷設（駐車施設、教育施設、共同住宅等は免除）		
<b>1の出入口等から各室の出入口にいたる経路（1以上）</b>		
・ 幅は120cm以上	(幅 cm)	
・ 末端部分及び区間50m以内ごとの車いす回転用スペースの確保（共同住宅等は免除）		
・ （高低差がある場合）傾斜路又は車いす使用者用昇降機の設置		
・ 出入口等に接する部分の水平の確保		
・ 戸は自動開閉式又は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を確保		
<b>直接地上へ通ずる出入口から案内所又は案内設備までの経路（1以上）</b>		
・ 視覚障害者の誘導を行うための線状ブロック・点状ブロック等の設置、音声誘導装置等の設置又は常時勤務者による誘導（風除室内、教育施設、共同住宅等は免除）		
<b>傾斜路を設ける場合（その踊り場を含む）</b>		
・ 幅は120cm（段併設の場合は90cm）以上	(幅 cm)	
・ 勾配1/12（高低差16cm以下の場合は1/8）以下	(勾配 1/ )	
・ 高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		
・ 手すりの設置		
・ 粗面又は滑りにくい仕上げの表面		
・ 周囲の色の明度・色相・彩度の差が大きく、識別しやすい床		
・ 段の上端に近接する部分に点字ブロック等の敷設（勾配が1/20以上（高低差が16cm以下の場合は、1/12）以下、教育施設、共同住宅等は免除）		

## 3 階段

整備基準	適合状況	摘要
<b>直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段</b>		
・ 手すりの設置（教育施設、共同住宅等は免除）		
・ 主たる階段の回り段の禁止		
・ 粗面又は滑りにくい仕上げの表面		
・ 周囲の色の明度・色相・彩度の差が大きく、識別しやすい踏面（教育施設、共同住宅等は免除）		
・ 突き出し等がなく、つまづきにくい段（教育施設、共同住宅等は免除）		
・ 段の上端に近接する部分に点字ブロック等の敷設（駐車施設、教育施設、共同住宅等は免除）		

#### 4 エレベーター

整備基準	適合状況	摘要
・ 用途面積が2,000㎡以上の公共的施設へのエレベーターの設置	設置台数 台	
<b>かご</b>		
・ 幅は140cm以上	(幅 cm)	
・ 奥行きは135cm以上	(奥行き cm)	
・ 車いすの転回に支障のない構造		
・ 停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置		
・ 音声装置の設置	到着予定階	
	戸の閉鎖	
	かごの昇降方向	
・ 出入口の幅は80cm以上	(幅 cm)	
・ 車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設置		
・ 点字、音による案内など、視覚障害者が操作しやすい制御装置の設置		
<b>乗降ロビー</b>		
・ 車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設置		
・ 点字、音による案内など、視覚障害者が操作しやすい制御装置の設置		
・ 幅及び奥行き内法それぞれ150cm以上	(幅 cm)	
	(奥行き cm)	
・ 到着するかごの進行方向を表示する装置の設置		
・ 音声装置の設置	かごの昇降方向	

#### 5 特殊な構造又は使用形態の昇降機

整備基準	適合状況	摘要
<b>昇降行程が4m以下、又は階段・傾斜路等に沿って昇降するエレベーターの場合</b>		
・ かごの定格速度は15m/分以下、床面積は2.25㎡以下	(速度 m/分)	
	(面積 ㎡)	
・ 「平成12年建設省告示第1413号第1第七号」に規定する段差解消機		
・ かごの幅は70cm以上	(幅 cm)	
・ かごの奥行きは120cm以上	(奥行き cm)	
・ (かご内で方向を変更する必要がある場合) 車いすの転回に支障のない構造		
<b>車いす使用者を乗せたまま、2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降するエスカレーターの場合</b>		
・ 踏段の定格速度は30m/分以下	(速度 m/分)	
・ 2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めの設置		
・ 「平成12年建設省告示第1417号第1ただし書」の車いす使用者用エスカレーター		

6 便所

整備基準	適合状況	摘要
用途面積が1,000㎡以上の公共的施設の場合		
<ul style="list-style-type: none"> <li>車いす使用者用便房の設置 (男女の区分がある場合はそれぞれ1以上)</li> </ul>	男女兼用 〇 〇 〇 男子用 〇 〇 〇 女子用 〇 〇 〇	か所 か所 か所
男子用又は男女兼用便所		
車いす使用者用便房の構造		
<ul style="list-style-type: none"> <li>車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保</li> </ul>	〇	〇
<ul style="list-style-type: none"> <li>腰掛便座の設置</li> </ul>	〇	〇
<ul style="list-style-type: none"> <li>手すりの設置</li> </ul>	〇	〇
<ul style="list-style-type: none"> <li>出入口幅は80cm以上</li> </ul>	〇 (幅 〇 cm)	〇
<ul style="list-style-type: none"> <li>戸は自動開閉式又は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を確保</li> </ul>	〇	〇
<ul style="list-style-type: none"> <li>出入口幅は80cm以上</li> </ul>	〇 (幅 〇 cm)	〇
<ul style="list-style-type: none"> <li>戸は自動開閉式又は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を確保</li> </ul>	〇	〇
男子用小便器を設ける場合（1以上、教育施設及び共同住宅等は免除）		
<ul style="list-style-type: none"> <li>手すりを設けた床置き式又は壁掛式の小便器の設置</li> </ul>	〇	〇
女子用便所		
車いす使用者用便房の構造		
<ul style="list-style-type: none"> <li>車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保</li> </ul>	〇	〇
<ul style="list-style-type: none"> <li>腰掛便座の設置</li> </ul>	〇	〇
<ul style="list-style-type: none"> <li>手すりの設置</li> </ul>	〇	〇
<ul style="list-style-type: none"> <li>出入口幅は80cm以上</li> </ul>	〇 (幅 〇 cm)	〇
<ul style="list-style-type: none"> <li>戸は自動開閉式又は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を確保</li> </ul>	〇	〇
<ul style="list-style-type: none"> <li>出入口幅は80cm以上</li> </ul>	〇 (幅 〇 cm)	〇
<ul style="list-style-type: none"> <li>戸は自動開閉式又は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を確保</li> </ul>	〇	〇

## 7 駐車場及び自動車車庫

整備基準	適合状況	摘要
駐車台数が30台以上の場合の車いす使用者用駐車施設の設置	設置区画 <input type="text"/> 台	
車いす使用者用駐車施設の構造		
<ul style="list-style-type: none"> <li>出入口に近い位置に配置</li> </ul>	<input type="text"/>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>幅は350cm以上</li> </ul>	<input type="text"/> (幅 <input type="text"/> cm)	
車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路		
<ul style="list-style-type: none"> <li>粗面又は滑りにくい仕上げの表面</li> </ul>	<input type="text"/>	
段の構造		
<ul style="list-style-type: none"> <li>手すりの設置</li> </ul>	<input type="text"/>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>主たる階段の回り段の禁止</li> </ul>	<input type="text"/>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>粗面又は滑りにくい仕上げの表面</li> </ul>	<input type="text"/>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の色の明度・色相・彩度の差が大きく、識別しやすい踏面</li> </ul>	<input type="text"/>	
道等又は車いす使用者用駐車施設に至る通路（1以上）		
<ul style="list-style-type: none"> <li>幅員は120cm以上</li> </ul>	<input type="text"/> (幅 <input type="text"/> cm)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>(高低差がある場合) 傾斜路又は車いす使用者用昇降機の設置</li> </ul>	<input type="text"/> (幅 <input type="text"/> cm)	

## 8 敷地内の通路

整備基準	適合状況	摘要
<ul style="list-style-type: none"> <li>粗面又は滑りにくい仕上げの表面</li> </ul>	<input type="text"/>	
段の構造		
<ul style="list-style-type: none"> <li>手すりの設置（教育施設、共同住宅等は免除）</li> </ul>	<input type="text"/>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>主たる階段の回り段の禁止</li> </ul>	<input type="text"/>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>粗面又は滑りにくい仕上げの表面</li> </ul>	<input type="text"/>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の色の明度・色相・彩度の差が大きく、識別しやすい踏面（教育施設、共同住宅等は免除）</li> </ul>	<input type="text"/>	
道等又は車いす使用者用駐車施設に至る通路（1以上）		
<ul style="list-style-type: none"> <li>幅は120cm以上</li> </ul>	<input type="text"/> (幅 <input type="text"/> cm)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>(高低差がある場合) 傾斜路又は車いす使用者用昇降機の設置</li> </ul>	<input type="text"/>	
直接地上へ通ずる出入口から道等に至る通路 (1以上。駐車施設、教育施設、共同住宅等は免除)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>(用途面積が1,000㎡以上の公共的施設の場合) 線状ブロック等の敷設又は音声誘導装置等の設置</li> </ul>	<input type="text"/>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>車路に接する部分等に点状ブロック等の敷設</li> </ul>	<input type="text"/>	
傾斜路を設ける場合（その踊り場を含む）		
<ul style="list-style-type: none"> <li>幅は120cm（段併設の場合は90cm）以上</li> </ul>	<input type="text"/> (幅 <input type="text"/> cm)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>勾配1/12（高低差16cm以下の場合は1/8）以下</li> </ul>	<input type="text"/> (勾配 1/ <input type="text"/> )	
<ul style="list-style-type: none"> <li>高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置</li> </ul>	<input type="text"/>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>手すりの設置</li> </ul>	<input type="text"/>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>粗面又は滑りにくい仕上げの表面</li> </ul>	<input type="text"/>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の色の明度・色相・彩度の差が大きく、識別しやすい床</li> </ul>	<input type="text"/>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>自動開閉式又は車いす使用者が通過しやすい戸</li> </ul>	<input type="text"/>	

## 9 客席

整備基準	適合状況	摘要
固定式客席数に応じた車いす使用者用区画の設置	客席数 <input type="text"/> 席 車いす使用者区画 <input type="text"/> 区画	
<b>車いす使用者用区画の構造</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>区画の幅は85cm以上、奥行きは120cm以上</li> </ul>	<input type="text"/> (幅 <input type="text"/> cm) <input type="text"/> (奥行き <input type="text"/> cm)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>水平な床</li> </ul>	<input type="text"/>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>客席内通路の幅は120cm以上</li> </ul>	<input type="text"/> (幅 <input type="text"/> cm)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>(高低差がある場合) 傾斜路又は車いす使用者用昇降機の設置</li> </ul>	<input type="text"/>	
<b>傾斜路を設ける場合（その踊り場を含む）</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>幅は120cm（段併設の場合は90cm）以上</li> </ul>	<input type="text"/> (幅 <input type="text"/> cm)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>勾配1/12（高低差16cm以下の場合は1/8）以下</li> </ul>	(勾配 1/ <input type="text"/> )	
<ul style="list-style-type: none"> <li>高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置</li> </ul>	<input type="text"/>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>手すりの設置</li> </ul>	<input type="text"/>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>粗面又は滑りにくい仕上げの表面</li> </ul>	<input type="text"/>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の色の明度・色相・彩度の差が大きく、識別しやすい床</li> </ul>	<input type="text"/>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>段の上端に近接する部分に点字ブロック等の敷設 (勾配が1/20以上（高低差が16cm以下の場合は、1/12）以下、教育施設、共同住宅等は免除)</li> </ul>	<input type="text"/>	

## 10 標識及び案内設備

整備基準	適合状況	摘要
<b>案内設備</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等の設置 (案内所の設置又は配置を容易に視認できる場合は免除)</li> </ul>	<input type="text"/>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字、文字等の浮き彫り、音等により視覚障害者に示す案内設備の設置 (案内所を設ける場合は免除)</li> </ul>	<input type="text"/>	
<b>施設付近の見やすい位置に標識（日本工業規格Z8210に適合）を設置</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>4に定めるエレベーター</li> </ul>	<input type="text"/>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>5に定める車いす使用者用特殊構造昇降機</li> </ul>	<input type="text"/>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>6に定める便所</li> </ul>	<input type="text"/>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>7に定める車いす使用者用駐車施設</li> </ul>	<input type="text"/>	

岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則 整備基準適合表

別表第二

二公共交通機関の施設に関する整備基準

公共交通機関の施設の名称	
--------------	--

1 出入口

整備基準		適合状況	摘要
1以上の出入口	幅90cm以上(構造上やむを得ない場合は、80cm以上)	(幅 cm)	
	車いす使用者が通過する際、支障となる段の禁止(構造上やむを得ず段を設ける場合は傾斜路を併設)		
戸	幅90cm以上(構造上やむを得ない場合は、80cm以上)	(幅 cm)	
	自動開閉式又は高齢者、障害者等が円滑に通過可能な戸		

2 改札口

整備基準		適合状況	摘要
1以上の改札口	幅80cm以上	(幅 cm)	
	車いす使用者が通過する際、支障となる段の禁止		
	自動改札機への進入の可否の表示		

3 乗降場

整備基準		適合状況	摘要
鉄道駅	車両の乗降口の縁端との感覚を出来る限り小さくする配慮(構造上の理由により間隔が大きいときは、警告するための設備を設置)		
	プラットフォームと車両の乗降口の床面を出来る限り平らとする配慮		
	車いす使用者の円滑な乗降に支障のある場合に、乗降を円滑にするために十分な長さ、幅及び強度を有する設備の備え		
	排水横断勾配: 1% (やむを得ない場合は、免除)	(勾配 1/ )	
	床は滑りにくい仕上げの表面		
	発着するすべての車両の乗降口の位置が一定しており、車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットフォームには、ホームドア、又は、可動式ホームさく(円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合は、点状ブロックその他視覚障害者の転落を防止する設備)の設置		
	上記以外のプラットフォームには、ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止する設備を設置		
	遠路側以外の端部への転落防止さくの設置(転落のおそれがない場合は、免除)		
	列車の接近を文字等及び音声で警告する設備の設置(やむを得ない場合は、免除)		
	照明設備の設置		
バスミナル	車いす使用者乗降口の表示(乗降口の位置が一定していない場合は、免除)		
	床は滑りにくい仕上げの表面		
	縁端のうち、誘導車路その他のバス車両の通行、停留又は駐車のために供する場所に接する部分へのさく、点状ブロックその他の設備の設置		
バスミナル	車いす使用者が円滑に乗降できる構造		

4 通路

整備基準		適合状況	摘要
公共用通路と乗降口との間の経路のうち1以上の通路	高低差がある場合の傾斜路又はエレベーター等の昇降機の設置	基	
	床は滑りにくい仕上げの表面		
	幅は140cm以上(やむを得ない場合は、末端部分及び50m以内ごとに車いす転回スペースを確保し、幅120cm以上)	(幅 cm)	
	照明設備の設置		
	幅は90cm以上(やむを得ない場合は、80cm以上)	(幅 cm)	
傾斜路	自動開閉式又は高齢者、障害者等が円滑に通過可能な戸		
	幅は120cm(段併設の場合90cm)以上	(幅 cm)	
	勾配1/12(高低差16cm以下の場合1/8)以下	(勾配 1/ )	
	高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		
	手すりの設置		
	粗面又は滑りにくい仕上げの表面		
段	周囲の色の明度・色相・彩度が大きく、識別しやすい床		
	周囲の色の明度・色相・彩度が大きく、識別しやすい段 突き出し等がなく、つまづきにくい段		

## 5 階段

整備基準	適合状況	摘要
主たる階段の回り段の禁止（やむを得ない場合は、免除）		
粗面又は滑りにくい仕上げの表面		
周囲の色の明度・色相・彩度が大きく、識別しやすい踏面		
突き出し等がなく、つまづきにくい階段		
手すりを両側に設置		
手すりの端部付近に階段の通ずる場所を示す点字を貼付		
照明設備を設置		

## 6 エレベーター及びエスカレーター

整備基準	適合状況	摘要		
公共用通路から公共交通機関の施設（1日平均乗降客数5,000人以上）の乗降場に至る通路における5m以上の高低差が生ずる箇所へのエレベーターの設置	基			
エレベーター	かご	幅140cm以上	(幅 cm)	
		奥行き135cm以上	(奥行き cm)	
		かご内に鏡を設置		
		車いすの転回に支障のない構造		
		停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置		
		音声装置の設置		
		出入口幅80cm以上	(幅 cm)	
	乗降口	車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置		
		点字、音による案内等、視覚障害者が円滑に操作できる制御装置の設置		
		ガラス窓又はかご内を表示する設備		
		手すりの設置（握り手その他これに類する設備）		
		車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置		
		点字、音による案内等、視覚障害者が円滑に操作できる制御装置の設置		
		幅及び奥行き内法それぞれ150cm以上	(幅 cm) (奥行き cm)	
エスカレーター	到着するかごの進行方向を表示する装置の設置			
	音声装置の設置			
	上り専用と下り専用をそれぞれ設置	基		
	踏み段の表面及びびくし板は滑りにくい仕上げ			
	昇降口において、三枚以上の踏み段が同一平面			
	色の明度・色彩・彩度の差が大きく、識別しやすいくし板と踏み段			
	幅80cm以上	(幅 cm)		
踏み段に車止め				
行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備				

## 7 便所

整備基準	適合状況	摘要			
1以上の便所	車いす使用者便所の設置 (男女の区分がある場合にはそれぞれ1以上)	男女兼用	か所		
		男子用	か所		
		女子用	か所		
	車いす使用者用便所の構造	車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保			
		腰掛便座の設置			
		手すりの設置			
		出入口幅80cm以上	(幅 cm)		
		戸は自動開閉式又は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を確保			
出入口幅80cm以上	(幅 cm)				
出入口付近に、男女の区分及び便所の構造を音、点字等により示す設備の設置					
床は滑りにくい仕上げの表面					
男子用小便器を設ける場合は、手すりを設けた床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さ35cm以下）その他これに類する小便器を1以上設置					

## 8 案内設備

整備基準	適合状況	摘要
車両の運行に関する情報を文字及び音声により提供するための設備の設置（やむを得ない場合は、免除）		
エレベーター等の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、休憩設備その他設備があることを表示する標識の設置		
公共用通路に直接通ずる出入口又は改札口の付近への移動等円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板の設置（容易に視認できる場合は、免除）		
公共用通路に直接通ずる出入口の付近等への旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字等により視覚障害者に示す設備の設置		

## 9 その他設備

整備基準	適合状況	摘要
公共用通路と車両の乗降口との間の経路を構成する通路への視覚障害者用ブロックの敷設又は音声等で視覚障害者を誘導する設備を設置		
上記の通路とエレベーター操作盤、案内板、便所及び乗車券等販売所との間の経路を構成する通路への視覚障害者誘導用ブロックの敷設		
階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路への点状ブロックの敷設 休憩設備の設置（1以上）		
乗車券等販売所又は案内所を設ける場合に、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設置		

備考 1 内容欄は、公共的施設の整備内容について記入してください。

2 適合状況欄は、次により記入してください。

○…整備基準に適合しているとき。

×…整備基準に適合していないとき。

／…整備基準の適用がないとき。

※ 摘要欄には記入しないで下さい。

岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則 整備基準適合表

別表第二

五 路外駐車場に関する整備基準

路外駐車場の名称	
面積及び駐車台数	

◆ 記入方法 ◆

適合状況欄は、次により記入してください。

○…整備基準に適合しているとき。

×…整備基準に適合していないとき。

/…整備基準の適用がないとき。

※摘要欄には記入しないでください。

1 経路（1以上）

整備基準	適合状況	摘要
・ 粗面又は滑りにくい仕上げの表面		
・ 経路上の段の禁止 （傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機を併設する場合を除く）		
経路を構成する出入口		
・ 幅は80cm以上	（幅      cm）	
経路を構成する通路		
・ 幅は120cm以上	（幅      cm）	
・ 50m以内ごとに車いすの回転場所の設置		
経路を構成する傾斜路を設ける場合		
・ 幅は120cm以上（段に併設する場合は、90cm以上）	（幅      cm）	
・ 勾配1/12（高低差16cm以下の場合は1/8）以下	（勾配 1/      ）	
・ 高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		
・ 手すりの設置（勾配1/12以上又は高低差16cm以上で勾配1/20以上）		
・ 周囲の色の明度・色相・彩度の差が大きく、識別しやすい床		
車いす使用者用特殊構造昇降機を併設する場合		
昇降行程が4m以下、又は階段・傾斜路等に沿って昇降するエレベーターの場合	設置台数      台	
・ かごの定格速度は15m/分以下、床面積は2.25㎡以下	（速度      m/分） （面積      ㎡）	
・ 「平成12年建設省告示第1413号第1第七号」に規定する段差解消機		
・ かごの幅は70cm以上	（幅      cm）	
・ かごの奥行きは120cm以上	（奥行き      cm）	
・ （かご内で方向を変更する必要がある場合） 車いすの転回に支障のない構造		
車いす使用者を乗せたまま、2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降するエスカレーターの場合	設置台数      台	
・ 踏段の定格速度は30m/分以下	（速度      m/分）	
・ 2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めの設置		
・ 「平成12年建設省告示第1417号第1ただし書」の車いす使用者用エスカレーター		

## 2 駐車場

整備基準	適合状況	摘要
・ 車いす使用者用駐車施設の設置（一以上）	設置台数 台	
<b>車いす使用者用駐車施設の構造</b>		
・ 幅は350cm以上	(幅 cm)	
・ 出入口に近い位置に配置 ※		
・ 車いす使用者用である旨の表示		

### 備考

※ 移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）による